

地方税法第349条の3、同法附則第15条に定める一定の要件を備えた資産については、**課税標準の特例**が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、「種別別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、申請書と該当資産であることを証明する添付書類と共に申告してください。

〔主な特例対象資産〕

対象資産	適用条項	取得時期	特例率	適用期間	添付書類	
農業協同組合、中小企業者等の共同利用設備 (機械及び装置)	地方税法 第349の3第3項	(一)	1/2	最初の 3年度分	政府の補助又は資金貸付証明書の写し	
公共の危害防止施設等 (水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 他)	第2項第1～5号	R2. 4. 1～ R4. 3. 31	1/2～ 3/4	期限なし	・ 処理施設設置届出書 写し ・ 設計図 等	
	旧第2項第1～6号	H30. 4. 1～ R2. 3. 31	1/2～ 3/4			
	旧第2項第1～7号	～H30. 3. 31	1/2～ 3/4			
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)	第25項 第1号～3号	R2. 4. 1～ R6. 3. 31	1/2～ 3/4	最初の 3年度分	・ 〔太陽光〕再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し 等	
	旧第32項 第1号～3号	H30. 4. 1～ R2. 3. 31	1/2～ 3/4			
	旧第32項	H28. 4. 1～ H30. 3. 31	1/2～ 2/3			
中小企業等経営強化法に基づき導入した経営力向上設備等 (機械及び装置、測定工具・検査工具、器具・備品、建物付属設備)	地方税法附則第15条	旧第43項	H29. 4. 1～ H31. 3. 31	1/2	最初の 3年度分	・ 経営力向上計画の申請書及び認定書の写し ・ 工業会等の仕様書等証明書の写し ※申告者がリース会社の場合は追加書類が必要
		旧第46項	H28. 7. 1～ H29. 3. 31	1/2		
生産性向上特別措置法または中小企業等経営強化法に基づき導入した先端設備等 (※) (機械及び装置、測定工具・検査工具、器具・備品、建物付属設備、構築物)	地方税法附則第15条	旧第41項 旧第47項 附則第64条	H30. 6. 6～ R3. 3. 31	ゼロ	最初の 3年度分	・ 先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し ・ 工業会等の仕様書等証明書の写し ※申告者がリース会社の場合は追加書類が必要
			R3. 4. 1～ R5. 3. 31			

生産性向上特別措置法 または中小企業等経営 強化法に基づき導入し た先端設備等 (機械及び装置、 測定工具・検査工具、 器具・備品、 建物付属設備)	第45項	R5.4.1～ R7.3.31	賃上げ 表明 なし 1/2	最初の 3年度分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し ・ 認定経営革新等による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し ・ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ※申告者がリース会社の場合は追加書類が必要
			賃上げ 表明 あり 1/3	最初の 4年度分 または 5年度分	

上記以外にも特例に該当する資産は地方税法第349条の3と同法附則第15条等に規定されています。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、適用対象に構築物および事業用家屋が追加されました。